18338	石原ワンベストフロアブル	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　織田健造
18339	ピラニカ水和剤	東京都中央区日本橋一丁目２番５号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一
18340	クミアイピラニカ水和剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　石原英助
18341	日曹ピラニカ水和剤	東京都千代田区大手町二丁目２番１号　日本曹達株式会社　取締役社長　杵渕裕
18343	ピラニカＥＷ	東京都中央区日本橋一丁目２番５号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一
18344	クミアイピラニカＥＷ	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　石原英助
18345	日曹ピラニカＥＷ	東京都千代田区大手町二丁目２番１号　日本曹達株式会社　取締役社長　杵渕裕

平成23年４月30日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
4335	ナメキール	東京都中央区日本橋一丁目２番５号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一
4355	マルカ印ボルドー液用生石灰	岐阜県大垣市赤坂町2093番地　河合石灰工業株式会社　取締役社長　河合進一
22153	スクミノン	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
22154	スクミノン５	〃
22155	ライメイフロアブル	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

官庁報告

官庁事項

第二次食育推進基本計画を平成二十三年三月二十二日に作成したので、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第三項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年五月九日　　食育推進会議

第２次食育推進基本計画要旨

はじめに

１．食をめぐる現状

我が国は、かつての食糧難と言われた時代から、いわゆる「飽食」の時代を迎えた。他方、我が国の食料自給率は先進国中最低の水準となっており、食料自給率の向上が急務となっている。

また、かつての米を中心として多様な副食からなるいわゆる「日本型食生活」を基本とした食生活スタイルから個人の好みに合わせた食生活スタイルへと食の多様化がさらに進展した結果、栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等様々な問題が引き起こされている。食の多様化は社会経済構造や国民の意識の変化に起因するものであるだけに短期間に問題をすべて解決することは困難であるが、食育として粘り強く取り組むことが重要である。

特に人格形成期にある子どもの食育は重要であるが、依然として朝食の欠食がみられ、一人で食べることも少なくない。家族や友人等と一緒に楽しく食卓を囲む機会が減少傾向にあるが、食育の場としてもこうした機会を確保することは重要である。一部の高齢者の食生活の質が低下しているとの指摘があるが、高齢者が生き生きと生活できるような健全な食生活が確保されることが重要である。

食品の安全性に関わる国内外の事案の発生により食品の安全性に対する国民の関心は高まっており、適切な情報の提供により国民の理解の増進を図る必要がある。

また、個性あふれる地域社会の活性化等の観点から、地域の気候風土等と結び付いた伝統ある優れた食文化をいかしていくことが重要である。

２．これまでの取組と今後の展開

平成17年６月に食育基本法が制定され、平成18年３月には、同法に基づく食育推進基本計画を策定し（平成18年度から22年度まで）、国は、５年にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な主体とともに食育を推進してきた。

その結果、すべての都道府県における食育推進計画の作成・実施、食育の推進に関わるボランティアの数の増加、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加、また、家庭、学校、保育所等における食育の進展等、食育は着実に推進されてきている。

しかしながら、糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとるいわゆる「孤食」が依然として見受けられること、あるいは高齢者の栄養不足等、食をめぐる諸課題への対応の必要性はむしろ増している。

今後の食育の推進に当たっては、単なる周知にとどまらず、国民が「食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めること」（食育基本法第６条）を旨として、生涯にわたって間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築を目指すとともに、食をめぐる諸課題の解決に資するように推進していくことが必要である。

これまでの食育の推進の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年度から27年度までの５年間を期間とする新たな食育推進基本計画を策定する。

第１　食育の推進に関する施策についての基本的な方針

１．重点課題

⑴　生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進

子どもから成人、高齢者に至るまで、ライフステージに応じた間断ない食育を推進し、「生涯食育社会」の構築を目指すこととする。そのため、国は、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、情報提供する等適切な施策を推進する。

⑵　生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進

生活習慣の改善が重要な課題であり、その中でも、食生活の改善は極めて重要であることから、生活習慣病の予防及び改善につながる食育について、国はもとより、地方公共団体、関係機関・団体が連携して推進する。

⑶　家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点であり、子どもへの食育を推進していく大切な時間と場であると考えられることから、家族との共食を可能な限り推進する。

もとより、ライフスタイル、家庭の態様や家族関係は多様化しており、家庭における食育は決して一律には推進できないことから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女共同参画等の推進を踏まえ、家庭における食育の推進の充実を促進、支援する。

２．基本的な取組方針

⑴　国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

「国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること」は、食育を推進する際の目的の要であり、食育に関するあらゆる施策は、これを踏まえて講じられるべきである。

健全な食生活に必要な知識や判断力については、年齢や健康状態、更には生活環境によっても異なる部分があることに配慮しつつ、国民の生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して施策を講じる。

⑵　食に関する感謝の念と理解

世界の食料事情は楽観視できない厳しい状況であることを理解して、食事ができることに感謝の念を持つことは、食育の極めて大切な要素である。